

平成22年11月18日

資料4

資 料

(納税環境整備[地方税])

地方税の罰則の見直しについて

- 課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、地方税に関する罰則の法定刑についても、国税との均衡に配慮しつつ、引上げ等の見直しが必要。

違反行為	地方税における刑事罰	(参考：国税における刑事罰)
不正行為による過少・無申告・受還付	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ脱罪（脱税犯） 5年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額）以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例：法人住民税] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ脱罪（脱税犯） 10年以下の懲役若しくは1,000万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科
特別徴収納入金不納付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別徴収納入金不納付罪 3年以下の懲役若しくは50万円（情状により脱税額）以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例：個人住民税] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉所得税不納付罪 10年以下の懲役若しくは200万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科
検査忌避犯等の秩序犯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査忌避罪 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例：法人住民税、法人事業税] ・ 10万円以下の罰金 [例：地方たばこ税] <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検査忌避罪 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 <p style="text-align: right;">等</p>

- この他国税の見直しと併せて所要の措置を講ずる。